大阪府指定出資法人評価等審議会(第11回)

■と き 令和6年11月12日(火曜日)13:00~13:40

■ところ Web 開催

■出 席 者 新生 雅則(F&Link 株式会社 公認会計士)

上野山 達哉 (大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授)

小 沢 貴 史(大阪公立大学大学院経営学研究科 グローバルビジネス専攻 教授)

川崎 ますみ (オフィス・リオ 中小企業診断士)

村井 恵美(恵み法律事務所 弁護士)

山口 朋子(株式会社コングレ 監査役)

山田 美智子(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員)

議 事 1. 指定出資法人の役員への府職員の派遣について(意見書とりまとめ)

2. 指定出資法人の役員報酬制度について(意見書とりまとめ)

1. 指定出資法人の役員への府職員の派遣について(意見書とりまとめ)

資料1に基づき、事務局より説明

委 員:「2 役員への府職員の派遣について」の一段落目について、『民間企業においては、子会社 の経営指導や親会社の社員の職業能力開発等を目的として』とあるが、子会社の経営管理、 統制強化またはガバナンス向上が主な目的であり、『社員の職業能力開発』は主な目的では ないと思う。

委員:同段落の『親会社の社員が子会社に出向させることは』とあるが、株式会社であれば株主総会、公益財団法人であれば評議員会を経て選任されることから、『出向』という表現は適切でないのではないか。

委員:同段落の『府においても、府の施策推進や府職員のキャリア形成等の観点から』とあるが、 役員への派遣なので、『府職員のキャリア形成』という観点はなじまないのではないか。

事務局:委員の意見も踏まえ、表現を修正させていただく。

委員: 意見書(案)について、委員から表現の修正に関する意見はあったものの、大枠については 問題となるような指摘はなかったため、審議会として、この内容・方向性で意見を取りまと めることでよいか。

各委員:異議なし。

委 員:この意見書(案)をもって審議会の意見とし、大枠は変更せず、表現の修正に関する意見の 反映については、会長預かりとしてよいか。

各委員:異議なし。

2. 指定出資法人の役員報酬制度について(意見書とりまとめ)

資料2,3に基づき、事務局より説明

委 員:前回の審議会での意見を反映した資料の修正、意見書(案)となっており、この内容で問題 ないと考える。

委員:意見書(案)を当審議会の意見として成案とすることでよいか。

各委員: 異議なし。